

令和 7 年 第 3 回定例会

上 里 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和 7 年 3 月 2 5 日 (火)

令和7年 第3回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	令和7年3月25日（火）		開催場所	上里町役場4階 協議会室	
開議時刻	午後1時30分		閉議時刻	午後2時30分	
議長	坂本 俊雄		議事参与者	小林 進、藤島廣二	
出席した事務局職員	事務局長：岩崎賢二 事務局次長：坂本隆志 主任：長谷川美雪			書記	事務局主任 長谷川美雪
委員出席状況					
席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	坂本 俊雄	○	—	金井 栄	○
会長代理	小林 進	○	—	高野 保雄	○
1	木村 隆之	○	—	石倉 和宏	○
2	荻野 好雄	○	—	柴崎 久男	○
3	坂本 茂	○	—	関根 秀樹	○
4	山下 登	○	—	清水 忠之	○
5	森島 了	○	—	尾崎 保幸	○
6	菊地 宏利	○	—	飯塚 昭	○
7	須田 和弘	×	—	清水 福次	○
8	小暮 和利	○	—	松下 守	○
9	藤島 廣二	○	—	松本 康男	○
10	中久木大祐	×	—	北畑 光男	○
11	小暮 辰雄	○	—	関口 博孝	×
12	飯塚 豊	○			

会議進行状況

[開 会]	事務局 長	ただいまの出席委員は農業委員 12 名、推進委員 12 名です。よって、上里町農業委員会会議規則第 6 条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和 7 年第 3 回上里町農業委員会定例会を開会いたします。
日程第 1 会議録署名委員及び書記の選任について	議 長	日程第 1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号 6 番 菊地 宏利 委員 議席番号 8 番 小暮 和利 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川 主任 をお願いします。
日程第 2 議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について	議 長 事務局	日程第 2 議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番、2 番を提案いたします。事務局による説明を求めます。 農地法第 3 条の説明をさせていただきます。今月は 3 条の申請が 2 件です。 農地法 3 条の許可判断の要件は、全部効率要件としまして、農地取得後の事業に必要な機械を所有し、農地の全てを効率的に利用できること。常時従事要件として、受け手又はその世帯員等が農作業に従事常時していること。地域との調和要件として、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を与えてないこと。この要件を満たしていることが、基準となっております。 1 番、譲受人は、上里町〇〇〇〇△△△にお住いの〇〇〇〇氏です。譲渡人は、埼玉県農林公社となります。この案件は、昨年の 12 月の農業委員会で報告させていただきました、農地中間管理機構が間に入った特例事業による売買となっております。12 月の報告では、地権者から農林公社への売買の報告でしたが、この議案は、譲り受けた農林公社から耕作者の〇〇〇〇氏への売買となっております。土地の所在ですが、大字 〇〇〇△△△番、地目は畑、面積は 2, 263 m²です。譲受人の居住地からの距離は 200 m となっております。農業振興地域内の青地です。権利内容は売買による所有権移転になります。場所につきましては、航

		空写真の 1 ページをご覧ください。福昌寺の西側、五明堰用水路の南側に位置しております。こちら譲受人の〇〇〇〇様に関する事項ですけれども、現在の耕作面積が 18,340㎡、うち自作は 15,953㎡、借受が 2,387㎡となっております。6,270㎡を貸し付けております。不耕作地はありません。従業者数は 2 名、トラクター、コンバイン、耕運機等を所有しております。主な作付け品目は、米麦及びキュウリです。譲受人は 78 歳の専業農家であり、以前から管理していた農地を買受けて、集約化のため申請となりました。 2 番ですが、譲受人は上里町〇〇〇〇△△△にお住いの〇〇〇〇氏。譲渡人は神奈川県〇〇〇〇△△△にお住いの〇〇〇〇氏となります。土地の所在ですが、大字〇〇〇△△△番、地目は畑、面積は 505㎡です。譲受人の居住地からの距離は 300m です。農業振興地域内の青地、権利内容は売買による所有権移転になります。場所につきましては航空写真の 2 ページをご覧ください。上越新幹線と関越自動車道等の交差する南側に位置しておりまして、関越自動車道の側道に面した農地となっております。譲受人に関する事項ですが、現在の耕作面積は 49,590㎡、うち自作につきましては 3,806㎡。借受が 45,784㎡となっております。貸付地、不耕作地はありません。主な作付品目は水稻及びブロッコリー、白菜等とのことです。譲受人は 61 歳の専業農家でありまして、以前から管理していた農地を買受けまして、経営規模を拡大のため申請になりました。以上です。
	議長	ただいま事務局より説明がありましたが、小林進委員におかれましては、議事の関係者でありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、退席となります。 ～小林進委員退席～
	議長	担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。
	飯塚 昭委員	1 番について 問題ありません。

日程第4 議案第9号 農地中間管理事業に係る農 用地利用集積等促進計画 (案)について	坂本 茂委員	2番について 問題ありません。
	議 長	ありがとうございました。質疑のある方は順次発言をお願いします。
	議 長	質疑がないようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～
	議 長	ご異議なしと認め、申請どおり許可とすることに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～
	議 長	挙手全員でありますので、申請どおり許可とすることに決定いたします。
	議 長	事務局に申し上げます。小林委員の復席をお願いします。 ～小林委員復席～
	議 長	日程第4 議案第9号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)について、事務局による説明を求めます。
	事 務 局	議案第9号につきましてご説明申し上げます。本議案ですが、農地中間管理事業により、地権者から、埼玉県農林公社を經由して耕作者へ農地が貸し付けされる農用地利用集積等促進計画について農業委員会の意見を求めるものでございます。今回の議案は(株)〇〇〇〇の廃業に伴いまして、先月の農業委員会にて5月1日からの開始となる貸し借りについて審議をいただきましたが、先月の議案に契約が間に合わなかった筆と、本来(株)〇〇〇〇さんが借りる予定となっていたものにつきまして、議案に挙げさせていただきました。令和7年6月1日から開始となる賃借の計画となっております。4ページをご覧くださいますと、左から地権者の氏名、住所、貸し付ける農地の地番と面積、その次に、既にこの土地を現在中間管理に貸しており、耕作者が変わる農地には前の耕作者名が入っております。その右には今後耕作される耕作者の住所氏名、そ

日程第4 議案第10号 農業委員の辞任について		して右側が権利の種類や、賃借期間等になります。終期につきましては、町の利用権の終了に合わせまして、4月30日とさせていただいております。そのため新規の契約は、令和17年4月30日までの9年11ヶ月です。また耕作者変更があった農地につきましては、契約している期間の残存月となっております。面積は、田んぼが3,321㎡、畑が11,626㎡、合わせまして13筆、面積は全体で14,947㎡を貸し付ける議案となっております。農地中間管理事業につきましては、以上です。
	議 長	ただいま事務局より説明がありました。質疑のある方は、順次発言をお願いします。
	議 長	では、質疑がないようですので採決したいと思います。ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～
	議 長	ご異議なしと認め、提案どおり承認とすることに、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～
	議 長	挙手全員でありますので、提案通り承認とすることに決定いたします。
	議 長 事 務 局	続きまして、日程第4、議案第10号、農業委員の辞任について提案いたします。事務局より説明を求めます。 【議案説明】 先月の農業委員会の際に、〇〇〇〇委員より辞任届が出ており、1月31日付をもって町長が受理いたしましたことをご報告させていただきましたが、農業委員会での議案として提出をし、皆様からのご意見を頂戴するということが必要であるため、今月の議案としてかけさせていただきます。よろしく願いいたします。続きまして〇〇〇〇委員よりいただきました農業委員辞任通知について読み上げさせていただきます。

		～辞任届読み上げ～
	議 長	ただいま事務局より説明がありましたが、〇〇〇〇委員におかれましては、議事に関係がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、一時退席となります。質疑のある方は順次発言をお願いします。
	坂本 茂委員	町長の同意日は1月31日でよろしいでしょうか。
	事 務 局	町長の同意日は1月31日という形になります。ただ、町長の承認を得たのが1月31日で、今回の議案の決定をもって辞任が決定になります。
	坂本 茂委員	そうすると、農業委員会がここで同意をして、町長は1月31日となると、いつ承認日になるのか。
	事 務 局	承認日は、本日付で行う予定でございます。
	坂本 茂委員	了解。この辞任届については、問題ないと思います。今回は辞任を求めているのですから、同意するかしないかだけだと思いますので同意はします。辞任届の内容については、関係ないです。
	議 長	他に意見はありませんか。
	議 長	では、質疑がないようですので辞任について採決したいと思います。ご異議ございませんか。
		～異議なしの声あり～
	議 長	ご異議なしと認め、提案どおり承認とすることに、賛成委員の挙手をお願いいたします。

日程第5 議案第11号 令和7年度最適化活動に目標について	議長	～挙手全員～
	事務局	先ほど〇〇〇〇委員の辞任が採決されましたが、今後の事務について、ご説明をさせていただきます。まず農業委員の方が任期途中で辞任された場合、補充が必要かどうかについてですが、農業委員が1名欠員するごとに、欠員を補充する必要はございません。では、何人欠けた場合に、補充をするのかというところでございますが、現在の農業委員会の公文の中では、特に定数が定められておりません。しかしながら、旧制度では、公職選挙法の130条第1項にありますように、委員定数の5分の2、つまり4割ですので、現在14名の内6名が欠けた場合には、補欠選挙を実施しなければならないとあります。そのため今回補充は行わないという形になります。また、〇〇〇〇委員は中立委員という立場でございましたが、農業委員会の運営実務Q&Aと言う農業会議所の本に載っているのですが、中立委員が1人以上含める要件を満たさなくなった場合、どう対応すればよいかですが、その場合は、特段の対応は不要という事でございました。そのため、今回1名欠員という形で、13名のまま農業委員会は続けさせていただくという形になりますので、よろしく願いいたします。
	議長	それでは、事務局に申し上げます。〇〇〇〇委員の復席をお願いします。
		～〇〇〇〇委員復席～
	議長	承認されました。日付としては本日という形になります。
	議長	議案第11号について、追加議案として提案いたします。事務局より説明を求めます。
	事務局	皆様の机の上に、追加議案として置かせていただきました、議案第11号につきましてご説明させていただきます。そちらの方をご覧ください。この議案は、農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づき、令和7年度の最適化活動の目標設定等について公表したいので、ご提案するものでございます。内容ですが、

	農業委員会で、翌年度の最適化活動の成果目標を達成するために、活動目標を毎年3月末までに設定し、4月末までに公表及び県知事に報告することとされております。これを踏まえて、別紙様式1「令和7年度最適化活動の目標の設定等」につきまして、今後インターネット上で公表するものでございます。内容について説明いたします。令和7年4月1日現在の農業委員会の状況でございますが、まず一つ目、農業委員会の現在の体制につきましては、農業委員の実数について、14名とありますが、先ほど議案10号で委員の辞任が承認されましたので、13名に訂正させていただきたいと思っております。二つ目に、農家・農地等の概要でございますが、総農家数、農業経営体数につきましては、ガイドラインによると、5年に一度行っております農業センサスの数値から引用するとありますので、その数値になります。一番右側の経営体数ですが、こちらは町の農政担当者の方の情報を基にして、記載させていただいております。次にⅡ最適化活動の目標に移ります。こちらの1最適化活動の成果目標（1）農地の集積の①現状および課題につきましては、対象者は、認定農業者、基本構想水準達成者、認定新規就農者及び集落営農経営者等でございます。これまでの集積面積は、農政担当の調査をもとに記入しております。次に②目標ですが、農地の集積の目標年度と集積率は県のガイドラインに基づき県が定めた目標値を入れてあります。次に2段目の今年度の新規集積面積は、令和15年度までに目標56%をクリアするために必要な面積を割り出し、設定いたしました。次に（2）遊休農地の解消です。こちらは昨年10月に皆様に行っていた、遊休農地面積となっております。先日地図も配らせていただきましたが、その面積をこちらに記載しています。②の目標ですが、こちらは、同様に令和3年度に行った農地パトロールにおける遊休農地の緑色の部分の農地面積で、こちらを5年間で解消するために、緑区分の遊休農地の再生目標面積としまして、記載させていただいております。黄区分の遊休農地の解消につきましても、令和3年度の利用状況調査により判明した黄区分の遊休農地を解消するための行程表を作成するものです。次に（3）新規参入の促進です。現状及び課題には、令和4年から令和6年度の新規参入者数が記載されております。こちらは、農政担当の方に確認した人数が記載されております。新規就農のサポートをやっていただいている方もこの中にいらっしゃると思いますが、今後もそういう制度を積極的に提供していくということで、課題として載せさせていただきました。目標欄は、権利移転面積ということで載せてありますが、こちらは、令和2年度から令和4年度までの利用権および農地中間管理事業で、集積された面積の10分の1以上を新規参入者へ貸し付けて良いか、農地の所有者に同意を得た上で公表する面積です。次に、2最適化活動の活動目標です。こちらにつきましては、（1）推進員等が最適化活動を行う
--	---

[そ の 他]			日数の目標ですが、1人当たりの活動日数は、ひと月で7日を目標に挙げさせていただいてます。令和4年度から7日になっておりますが、令和5年度の皆様の活動日誌を提出していただいた日数については平均4日でした。この7日間を目標として、毎月の活動を行っていただきたいと思っておりますので、お願いします。目標につきましては以上です。
	議	長	ただいま事務局より説明がありましたが、質疑のある方は順次御発言をお願いします。
	議	長	質疑がないようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～
	議	長	ご異議なしと認め、提案どおり承認することに賛成の挙手をお願いします。 ～挙手全員～
	議	長	挙手全員でありますので、提案の通り承認することに決定いたします。
	議	長	以上で本日用意しました議案の審議を終了します。
	議	長	続きましてその他として事務局よりお願いします
	事 務 局		その他について ・ 次回の定例総会について 令和7年4月25日(火)午後1時30分～ 上里町役場4階 協議会室 ・ 児玉地方農業委員連絡協議会研修会及び懇談会の出席について ・ 2 a 未満の農地転用について ・ 職員人事について ・ 農地利用最適化活動の推進について(情報交換会)
	議	長	他に、皆さんから何かございますか。

[閉 会]	会 長 代 理	無いようですので、議長の座を終了させていただきます。 以上ですべての日程が終了いたしました。長時間にわたる慎重審議をいただきありがとうございました。これをもちまして、本日の定例会を閉会いたします。
--------------	----------------	--

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和7年3月25日

議 長

印

(菊地 宏利 委員)

署 名 人

印

(小暮 和利 委員)

署 名 人

印